

## 埼玉県保育士試験受験手数料補助事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、保育士試験合格者の埼玉県内に所在する保育所等への就職を支援し、埼玉県内の保育所等に就職する保育士を確保することで、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、保育所等に就職する保育士に対し、埼玉県保育士試験手数料補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において「保育士試験」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。「以下、「法」という。）第18条の8に規定する厚生労働大臣の定める基準により、保育士として必要な知識及び技能について、毎年1回以上、都道府県知事が行う試験をいう。
- 2 この要綱において「受験手数料」とは、埼玉県手数料条例（平成12年3月24日条例第9号）第3条第1項第8号に定める保育士試験手数料をいう。

### (補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、保育士試験により保育士資格を取得した者であって埼玉県内に所在する国又は地方公共団体以外の者が設置する次に掲げる施設または事業（以下「対象施設等」という。）に保育士として勤務することが決定した者（以下「対象者」という。）とする。ただし、本事業と同趣旨の事業による補助金等の交付を受けている者又は受けることを予定している者は、この事業の補助対象者とならない。
- ①法第39条第1項に規定する保育所
  - ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77）第2条第6項に規定する認定こども園
  - ③認定こども園への移行を予定している学校教育法第1条に規定する幼稚園
  - ④法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同章第3節に規定する小規模保育事業B型であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
  - ⑤法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
  - ⑥法第37条に規定する乳児院
  - ⑦法第41条に規定する児童養護施設
  - ⑧「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月

2 1 日雇児発第0 1 2 1 0 0 2 号雇用均等・児童家庭局長通知) による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けた認可外保育施設

⑨証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると県が認める施設

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象者が受験した受験手数料とする。ただし、対象者が原則として資格取得後1年以上対象施設等に勤務する場合に限る。

2 前項の補助金の交付の対象となる受験手数料は、補助金の交付を受けようとする年度又は前年度に実施された保育士試験とする。

(補助上限額)

第5条 前条第1項の補助対象経費に対する補助上限額は、1名につき12,700円とする。

(申請手続)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、交付申請書(様式第1号)によるものとし、補助対象者は、様式第1号を知事に提出しなければならない。なお、その提出期限は、毎年度別に定める。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

(1) 対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことが確認できる書類

(2) 対象者の保育士証の写し

(3) 対象者の受験手数料の振替払込請求書兼受領証の写し

(4) 勤務することが決定した施設が認可外保育施設の場合、市町村が発行する認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 申請者は、交付決定が通知されたときは、交付請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 県は、前項の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、書類の内容が補助金の決定の内容に適合すると認められたときは、速やかに補助金を交付する。

(状況報告)

第9条 補助対象者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた対象者が、勤務期間1年未満で対象施設等を退職した場合は、退職事由について記載した理由書を県に提出しなければならない。

2 県は、対象者の退職事由がやむを得ない理由でないと判断した場合は、交付した補助金の全部を返還させることができる。

(その他)

第11条 特別の事情により、第6条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 本補助金を交付することにより、他の均衡を著しく失する等交付の趣旨に反する結果が生じるおそれがあると認められる場合、交付決定を行わないことがある。

3 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に際し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月11日から施行する。

なお、埼玉県保育士試験受験手数料補助事業費補助金実施要綱（平成28年7月7日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。